



# 経理の窓 7月号

平成26年7月1日号

連日の熱さは、災害とまで、エアコンなしではられません。熱中症にご注意下さい。

今月の税務	法人税 : 5月決算法人の確定申告と納付 個人 : 所得税の予定納税額(第1期分)の納付 地方税 : 固定資産税と都市計画税の第2期分の納付
-------	--

## 「経営者保証に関するガイドライン」を活用するには

日本商工会議所と一般社団法人全国銀行協会を事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」は、平成25年12月に経営者保証に関する中小企業、経営者及び金融機関による対応についての自主的かつ自律的な準則として「経営者保証に関するガイドライン」と「経営者保証に関するガイドライン」Q&Aを公表しました。

ガイドラインの詳細は、日本商工会議所と全国銀行協会のホームページに掲載されています。

このガイドラインは、経営者保証における合理的な保証契約の在り方等を示すとともに、主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則で、法的拘束力はありませんが、主たる債務者及び対象債権者によって、自発的に尊重され遵守されることが期待されています。

「経営者保証に関するガイドライン」では、1. 目的、2. 経営者保証の準則、3. 適用となり得る保証契約、4. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進、5. 経営者保証の契約時の対象債権者の対応、6. 既存の保証契約の適切な見直し、7. 保証債務の整理、8. その他、について、策定がなされています。

### \* 適用対象となる保証契約

保証契約の主たる債務者が中小企業で、保証人が個人で、中小企業の経営者であること。

ただし、実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者の配偶者（当該経営者ととも事業に従事する配偶者に限る）が保証人になる場合、経営者の健康上の理由のため、事業承継予定者が保証人となる場合は、ガイドラインの適用対象に含まれます。

### \* 経営者の個人保証について

①法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと

②多額に個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等（従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて100万円～360万円）を残すことや「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討すること

③保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること

などを定めています。

\* 第三者保証人についても、上記②、③については経営者本人と同様の取扱いとなります。

## ●主たる債務者、保証人（経営者）に求められていること

### ①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること。

法人と経営者との間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。

### ②法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る財務基盤と経営成績であること。

### ③法人から適時適切に財務情報等が提供されること。

経営者等から十分な物的担保の提供があること。

### ①法人と経営者との関係の明確な区分・分離

主たる債務者は、法人の業務、経理、資産所有に関し、法人と経営者の関係を明確に区分・分離し、法人と経営者との間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付金等）を、社会通念上適切な範囲を超えないものとする体制を整備するなど、適切な運用を図ることを通じて、法人個人の一体性の解消につとめること。

また、こうした整備・運用の状況について、外部専門家（公認会計士、税理士等）による検証を実施しその結果を、対象債権者に適切に開示することが望ましい。

### ②財務基盤の強化

経営者保証は主たる債務者の信用力を補完する手段のひとつとして機能している一面もあるが、経営者保証を提供しない場合においても事業に必要な資金を円滑に調達するために、主たる債務者は、財務状況及び経営成績の改善を通じた返済能力の向上等により信用力を強化すること。

### ③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保

主たる債務者は、資産負債の状況（経営者のものを含む。）、事業計画や業績見通し及びその進捗状況等に関する対象債権者からの情報開示の要請に対して、正確かつ丁寧に信頼性の高い情報を開示・説明することにより、経営の透明性を確保すること。

なお、開示情報の信頼性の向上の観点から、外部専門家による情報の検証を行い、その検証結果と合わせた開示が望ましい。

また、開示・説明した後に、事業計画・業績見通し等に変動が生じた場合には、自発的に報告するなど適時適切な情報開示に努めること。

## ●政府系金融機関の経営者保証を求めない資金繰り支援

日本政策金融公庫は、経営者の個人保証によらない融資を促進するために、制度の新設・拡充を行っています。制度の詳細は、日本政策金融公庫のホームページに掲載されています。



有限会社たべい TEL 043-422-5836 FAX 043-422-5844  
<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。  
<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>